



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 8 年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）

令和 7 年 12 月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長〔登録免許税、不動産取得税〕(P5)

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る登録免許税及び不動産取得税の軽減措置について、適用期限を2年延長し、令和10年3月31日までとする。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長〔相続税、贈与税〕(P6)

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、その適用期限を令和11年12月31日まで延長する。

重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援〔登録免許税、不動産取得税〕(P7)

重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する一定の不動産に係る登録免許税及び不動産取得税を軽減する措置を創設し、当該措置を令和10年3月31日まで講ずる。

社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続〔事業税〕(P8)

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続〔事業税〕(P8)

«大綱の「第三 検討事項」より抜粋»

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

*社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、地方消費税〕(P9)

税制上の優遇措置を受けられる社会医療法人等に係る認定又は承認要件のうち、自由診療の場合の請求金額を社会保険診療の場合と同一の基準（1点10円）により計算するとの要件（診療費の上限）について、関係法令の改正を前提に、一定の外国人患者に対し請求する診療報酬の額にあっては、「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とする。

*厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し〔法人税、法人住民税、事業税、事業所税〕(P10)

病室差額料に係る要件について、医療施設ごとの平均額を10,000円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。

セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充〔所得税、個人住民税〕(P11)

適用期限について、スイッチOTC医薬品は撤廃し、それ以外の医薬品は5年延長する。また、控除対象に非スイッチOTC医薬品の消化器器官用薬や生薬のみからなる鎮咳去痰薬・OTC検査薬・薬局製造販売医薬品を追加するなどの見直しを行う。

* 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長〔所得税、法人税、法人住民税〕（P12）

戦略技術領域の研究開発を促進する「戦略技術領域型（控除率40%）」等を創設する。また、控除上限の上乗せ措置等の適用期限を3年間延長するなどの見直しを行う。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の延長〔所得税、個人住民税〕（P13）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定〕（P14）

予防接種法に基づく健康被害救済給付について、追加する対象疾病に係る予防接種によるものについても、所要の法令改正を前提に、所得税非課税の措置等を講ずることとする。

医療保険

病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置〔印紙税、国民健康保険税〕（P15）

病床転換助成事業の期限の延長に伴い、社会保険診療報酬支払基金が行う病床転換助成事業に係る業務に関する文書については、引き続き印紙税を課さないこととともに、引き続き病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課すこととする。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し〔国民健康保険税〕（P16）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を67万円に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。また、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の場合は31万円に、2割軽減の対象となる世帯の場合は57万円に、それぞれ引き上げることとする。

* 全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P17）

健康保険法等の改正を前提に、新たに支給されることとなる分娩費（仮称）及び出産時一時金（仮称）について非課税措置等を講ずる。

介護・社会福祉

社会福祉法人の制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税、徴収規定〕 (P18)

社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人について、その解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、引き続き現行の税制上の措置を講ずる。

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和7年6月27日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等について、所得税を非課税とする措置等を講ずることとする。

* 介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定〕 (P19)

介護保険法等の改正を前提に、介護保険法の介護給付等について、非課税措置等を講ずる。

年金

* 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 〔法人税、法人住民税〕 (P20)

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年（令和10年度末まで）延長する。

雇用

労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕 (P21)

労働者災害補償保険法等の改正を前提に、労働者災害補償保険法の保険給付等について、引き続き非課税措置等を講ずる。

財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件に係る所要の措置 〔所得税、個人住民税〕 (P22)

財形住宅貯蓄制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が $40m^2$ 以上 $50m^2$ 未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

生活衛生

* 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕 (P23)

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、従業員要件を400人以下（現行：500人以下）に引き下げるとともに、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げた上で、その適用期限を3年延長する。

* 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長〔不動産取得税〕 (P24)

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

* 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等〔相続税、贈与税〕 (P25)

法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限を1年6ヶ月延長する。

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6ヶ月延長する。

その他

東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長〔印紙税〕 (P26)

東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、その適用期限を5年延長する。

* 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等〔所得税、個人住民税〕 (P27)

年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除制度の拡充措置の適用期限を1年延長する。

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長

(登録免許税、不動産取得税)

1 大綱の概要

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る登録免許税及び不動産取得税の軽減措置について、適用期限を2年延長し、令和10年3月31日までとする。

2 制度の内容

中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、地域医療構想の実現に向けた取組を進めている。

【登録免許税】令和10年3月31日まで延長（※令和3年度創設）

土地の所有権移転登記 **1000分の10**（本則：1000分の20）
建物の所有権保存登記 **1000分の2**（本則：1000分の4）

【不動産取得税】令和10年3月31日まで延長（※令和4年度創設）

課税標準について価格の**2分の1**を控除

(参考) 新たな地域医療構想に関するとりまとめ（令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会）

新たな地域医療構想については、2025（令和7）年度に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成し、都道府県において、医療機関からの報告データ等を踏まえながら、2026（令和8）年度に地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定、2027（令和9）年度から2028（令和10）年度までに医療機関機能に着目した地域の医療機関の連携・再編・集約化の協議等を行うことが考えられる。このため、現行の地域医療構想の取組について、2026（令和8）年度も継続することとし、新たな地域医療構想については、2027（令和9）年度から順次取組を開始することとし、円滑な移行を図ることが適当である。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

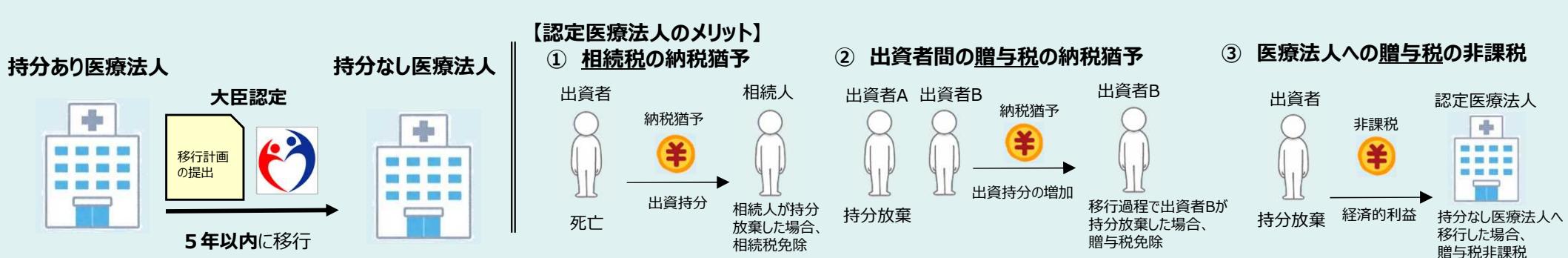
(相続税、贈与税)

1 大綱の概要

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、その適用期限を令和11年12月31日まで延長する。

2 制度の内容

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした**平成18年の医療法改正**により、平成19年度以降は**「持分あり医療法人」の新規設立はできないこと**となった。
(注) 医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人（出資者）を除外し、国等に限定した。
- 平成26年の医療法改正**により**「認定医療法人制度」が創設**(平成26年10月1日施行)され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、**税制上の優遇を受けることができる**こととなった。
(注) 出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置を導入（下図①②）
- 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**(下図③)も導入されたこと等により、**認定医療法人制度の活用件数は増加している**。
(注) 平成27年度から平成29年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した315法人のうち47法人(15%)が、
平成30年度から令和6年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した1,388法人のうち983法人(71%)が認定医療法人制度を活用
- 「持分なし」への移行は着実に進んでいるものの、**現状でも移行する意思のある医療法人が一定数存在するため、適用期限を3年延長する**。
(注) 医療法人数 平成18年度末 約4.4万法人 うち、持分あり医療法人：約4.3万法人(98%)、持分なし医療法人：約0.1万法人(2%)
令和6年度末 約5.9万法人 うち、持分あり医療法人：約3.6万法人(61%)、持分なし医療法人：約2.3万法人(39%)



重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援

(登録免許税、不動産取得税)

1 大綱の概要

重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する一定の不動産に係る登録免許税及び不動産取得税を軽減する措置を創設し、当該措置を令和10年3月31日まで講ずる。

2 制度の内容

- 医師偏在については、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、更なる是正を図ることが重要である。
- 昨年末に策定した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき対策を進めることとしており、今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを都道府県において「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、当該区域で承継又は開業する診療所への支援、当該区域の医療機関の医師への手当増額の支援（医師手当事業）等の経済的インセンティブについて、令和8年度予算編成過程で検討することとしている。
- 医師偏在は一つの取組では是正が図られるものではなく、様々な取組を幅広く実施することが重要であり、診療所の承継・開業支援事業や医師手当事業に加えて、当該区域の医療機関の医療従事者への更なるインセンティブの強化、当該区域で承継又は開業する診療所への更なる支援として、税制上の支援を行う。
- 【登録免許税】

所有権の保存登記 **1,000分の2**（本則1,000分の4）

所有権の移転登記 **1,000分の10**（本則1,000分の20）

【不動産取得税】

課税標準について価格の**2分の1**を控除

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分 に係る軽減措置の存続

(事業税)

1 大綱の概要

<第三検討事項> より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	特別法人 * 医療法人を含む	3.5 % (約4.7%)	4.9 % (約6.6%)	
	普通法人	3.5 % (約4.8%)	5.3 % (約7.3%)	7.0 % (約9.6%)
	個人		5.0%	

注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和

(所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、地方消費税)
(農水省との共同要望)

1 大綱の概要

関係法令の改正を前提に、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額にあっては、「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする。

※「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。

2 制度の内容

- 訪日外客数は2024年は3,687万人^{※1}で、前年比では47.1%増、2019年比では15.6%増と、過去最高であった2019年を約500万人上回り、年間過去最高を更新した。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができるよう、医療提供体制を確保することが求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。
- 一方で、訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療と比べて多くの費用を負担する必要がある。
- 訪日外国人に対する医療は日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求する金額を自由に設定できる。しかし、税制上優遇措置を受ける社会医療法人等^{※2}においては、自由診療の場合の請求金額を社会保険診療の場合と同一の基準（1点10円）により計算するとの要件（診療費の上限）が設けられており、訪日外国人に対して必要な診療費を請求することができない。
- 社会医療法人等に係る要件のうち、自費患者に対する請求金額を社会保険診療報酬と同一の基準により計算するとの要件について、訪日外国人診療で発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人に対する自費診療についての請求金額が費用に見合ったものとなるよう要件の見直しを行う。

※1 独立行政法人 国際観光振興機構による推計

※2 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会

厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し

(法人税、法人住民税、事業税、事業所税) (農水省との共同要望)

1 大綱の概要

病室差額料に係る要件について、医療施設ごとの平均額を10,000円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。

2 制度の内容

- 厚生農業協同組合連合会（厚生連）は公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担うといった公益性を有していることを踏まえ、厚生連が行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税が非課税。
- その要件の一つとして、病室差額料（差額ベッドの料金）は、医療施設ごとの平均額が5,000円以下（+消費税相当額）とすることとされているが、その水準は28年前（平成9年）に設定されたもの。
- 厚生連は、要件の範囲内で他の医療機関と同様に、病院を運営する厚生連の約8割（21厚生連のうち16厚生連）で当該要件の額に近づいており、近年の人件費・物価の上昇に対応することが困難になりつつある。

(参考) 他の公的医療機関の病室差額料（加重平均額・税込）

・都道府県立病院	7,529円 (R7.7時点)
・市町村立病院	6,096円 (")
・地方独立行政法人病院	9,638円 (")
・日本赤十字	9,063円 (")
・済生会	7,465円 (")

セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充 (所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

- 適用期限について、スイッチOTC医薬品は撤廃し、それ以外の医薬品は5年延長する。
- 対象となる医薬品について、次のとおり見直しを行う。

【追加】消化器官用薬、生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、OTC検査薬、薬局製造販売医薬品

【除外】痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

2. 制度の内容

○対象となる医薬品の購入合計額が年間1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を、その年分の総所得金額等から控除する（上限8万8千円）。

【適用期限と対象範囲】

※下線部が変更箇所（令和9年以降の所得から適用）

恒久化	スイッチOTC医薬品 ※強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
5年間	非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの <ul style="list-style-type: none">外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬（<u>生薬のみからなるものを含む</u>）、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、<u>消化器官用薬</u> <p><u>※痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外</u></p> <p><u>OTC検査薬（新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬）</u></p> <p><u>薬局製造販売医薬品（税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの）</u></p>

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長

(所得税、法人税、法人住民税) (経産省、内閣府、総務省、文科省、農水省、国交省、環境省、防衛省、復興庁と共同要望)

1 大綱の概要

計画認定制度に基づき、我が国の戦略技術領域について、研究開発を促進する「戦略技術領域型（控除率40%）」等を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、控除上限の上乗せ措置等の期限を3年間延長する。

2 制度の内容

戦略技術領域に係る研究開発への重点化（令和9年度から）

1. 「戦略技術領域型」の創設（1. 2. 併せて控除上限別枠10%）
事業者が自ら実施する戦略技術領域の研究開発に40%の控除率を措置

＜戦略技術領域＞

以下の領域における、特に早期の企業化が期待される技術

- | | |
|---------------|-------------|
| ① A I・先端ロボット | ② 量子 |
| ③ 半導体・通信 | ④ バイオ・ヘルスケア |
| ⑤ フュージョンエネルギー | ⑥ 宇宙 |

2. 「大学拠点等強化類型」の創設

事業者と特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションに50%の控除率を措置

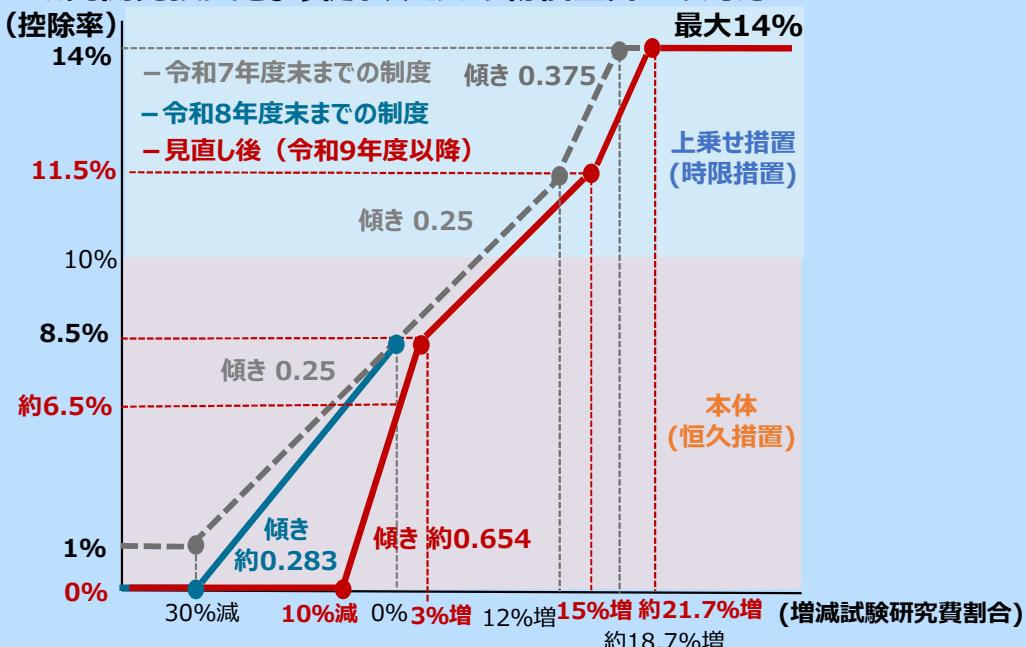
3. 「繰越税額控除制度」の創設

予見可能性の向上や国際的な競争力確保の観点から、戦略技術領域型、大学拠点強化型について、**3年間の繰越控除**を措置

研究開発投資をより促すため等の見直し

1. 国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化（令和8年度から）
海外への委託研究費について、段階的に見直し。
※令和8年度:70%、令和9年度:60%、令和10年度～:50%
新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係る海外への委託研究費は引き続き100%。

2. 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応



3. 控除上限の上乗せ措置等の適用期限を3年間延長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の延長

(所得税、個人住民税)

1 大綱の概要

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

2 制度の内容

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「B肝特措法」という。）に基づく給付金等として支給を受けた金銭については、特定B型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて支払う損害賠償金又は見舞金としての性質をもつことから、非課税措置が講じられている。（B肝特措法第20条）
- B肝特措法に基づく給付金等については、令和9年3月31日に請求期限が到来するため、請求期限の延長を検討しているところである。仮に、請求期限を延長する場合には、その和解金としての性質に鑑み、引き続き、所得税等の非課税措置を講ずる。

予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定)

1 大綱の概要

新たに定期接種の対象疾病を追加（※）した後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き、所得税非課税の措置、税の滞納処分による差押禁止の措置等を講ずる。

（※）RSウイルス感染症を想定

2. 制度の内容

- 予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれではあるが不可避的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に救済を行っている。
- 予防接種法等に基づく健康被害の救済給付に対して、支給される金銭への公課の禁止、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税、救済給付を受ける権利の差し押さえ禁止等が定められている。
- 今後、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、同法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置※について、法令改正により追加する対象疾病に係る予防接種によるものについても同様に対象とする措置を講ずる。

※予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置

- ・ 健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（所得税等）
- ・ 健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税
- ・ 健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者の少額預金の利子所得の非課税（所得税・住民税（利子割））
- ・ 健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止

病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置

(印紙税、国民健康保険税)

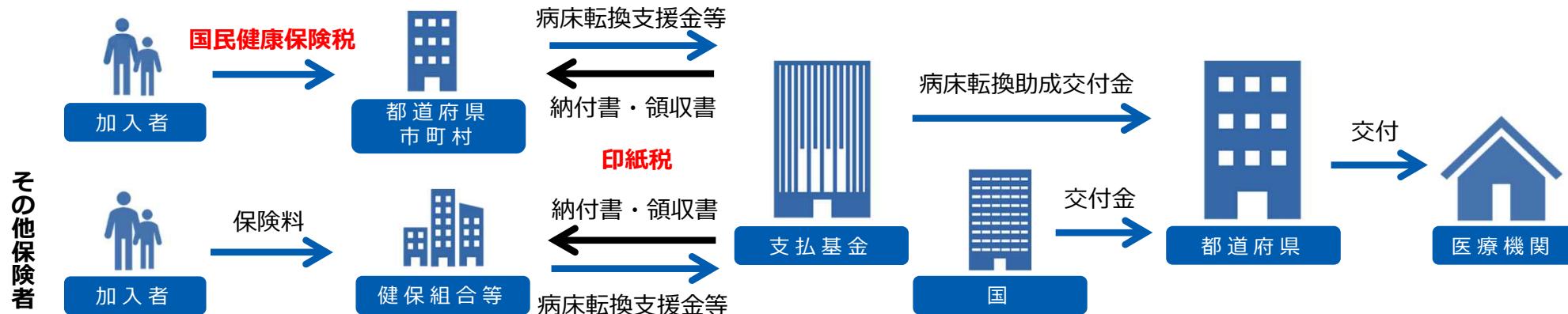
1 大綱の概要

高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換助成事業の期限の延長に伴い、引き続き、

- ① 社会保険診療報酬支払基金が行う病床転換助成事業に係る業務に関する文書については、印紙税を課さない
- ② 病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置を講ずることとする。

2 制度の内容

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく病床転換助成事業は、医療機関が医療療養病床を介護保険施設等に転換する場合に、その整備費用を都道府県が助成するもの。国が助成額の一部を都道府県に交付するほか、社会保険診療報酬支払基金は、病床転換支援金等を保険者から徴収し、都道府県に病床転換助成交付金を交付することとされている。
- ・ 病床転換助成事業については、以下の税制措置が講じられている。
 - ① 病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する印紙税を非課税とする措置
 - ② 市町村国保が被保険者に課すことができる国民健康保険税に病床転換支援金等の納付に要する費用を含める措置
- ・ 病床転換助成事業の事業期限は令和7年度末までとなっており、これまで、事業期限の延長とあわせて上記税制措置も3度延長されている（平成25年度・平成30年度・令和6年度税制改正）。



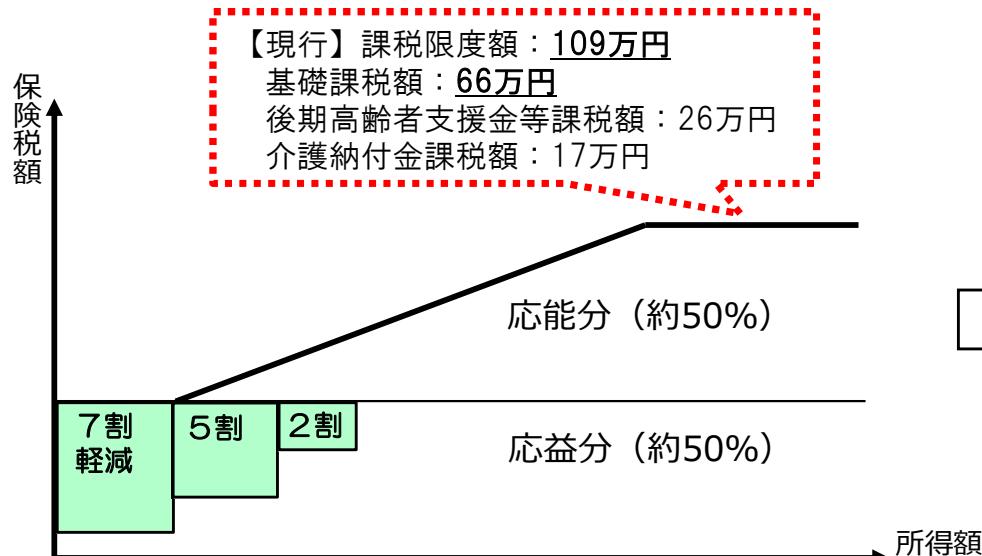
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

2 制度の内容

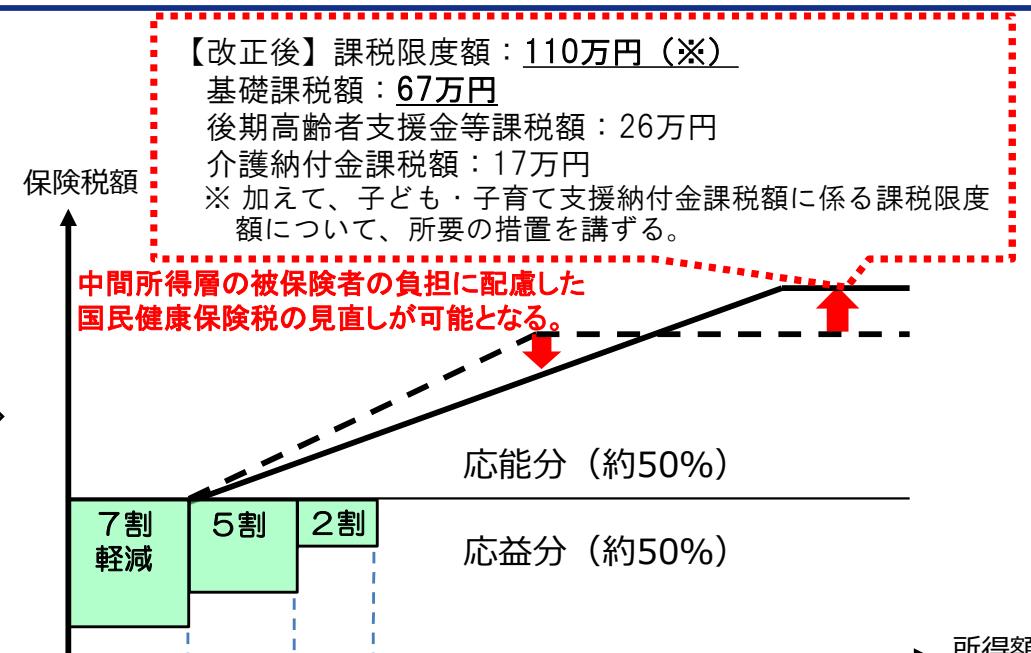


【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) * 1
5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) * 1 + 30.5万円 × (被保険者数 * 2)
2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) * 1 + 56万円 × (被保険者数 * 2)

*1給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

*2被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。



【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) * 1
5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) * 1 + 31万円 × (被保険者数 * 2)
2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) * 1 + 57万円 × (被保険者数 * 2)

全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定) (財務省、総務省、文科省と共同要望)

1 大綱の概要

健康保険法等の改正を前提に、新たに支給されることとなる分娩費（仮称）及び出産時一時金（仮称）について非課税措置等を講ずる。

2 制度の内容

- 公的医療保険制度においては、出産に伴う被保険者等の経済的負担を軽減するため、健康保険法第101条等に基づく保険給付として出産育児一時金が支給されている。
- 今般、社会保障審議会医療保険部会において
 - 公的医療保険制度は、出産に伴い一時的に発生する被保険者の経済的負担を軽減することを目的の1つとしているが、出産費用が上昇し、また、地域差や施設間での差が顕著になっている中で、現行の出産育児一時金という給付方式では必ずしもその目的が十分に達せられなくなりつつあると考えられる
 - このため、現行の出産育児一時金に代えて、保険診療以外の分娩対応に要する費用について、全国一律の水準で保険者から分娩取扱施設に対して直接支給することにより、現物給付化を図るべきである
 - 現行の出産育児一時金は、出産に伴い一時的に発生する経済的負担全体の軽減を目的としており、保険診療以外の分娩対応の費用が出産育児一時金の支給額を下回る場合には、差額は妊婦に支給され、保険診療が実施された場合の一部負担金を含め、様々に発生する出産時の費用負担軽減に充てられている実態がある。こうした保険給付の目的を引き継ぐ等の観点から、新たな給付体系において、分娩1件当たりの基本単価とは別に、全ての妊婦を対象とした現金給付を設けることが適当である
- とする整理が示されたところ。
- 医療保険部会における議論の結果を踏まえ、健康保険法等の改正を前提に、出産に係る新たな保険給付として支給される事実上の現物給付である分娩費（仮称）及び現金給付である出産時一時金（仮称）について非課税措置等を講ずる。

社会福祉法人の制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、登録免許税、消費税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税、徴収規定)

1 大綱の概要

1. 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人について、その解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、引き続き現行の税制上の措置を講ずる。
2. 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和7年6月27日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等について、所得税を非課税とする措置等を講ずることとする。

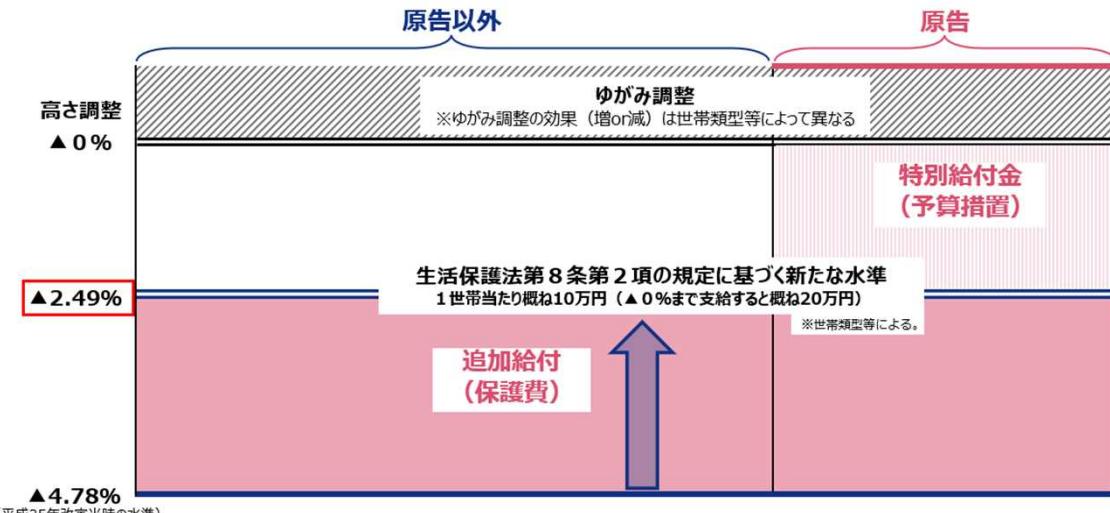
2 制度の内容

1. 社会福祉法人の制度の見直し関係

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）については、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条において、法律の施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
- 社会保障審議会等での検討を踏まえ、地域における福祉サービスの提供体制を維持・確保する観点から、**社会福祉法人が解散した場合の残余財産の帰属先として地方公共団体を追加する見直し**を行う予定であり、これに併せて引き続き税制上の措置を講ずる。

2. 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応関係

- 最高裁判決への対応として、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第2項の規定や第2条の規定による無差別平等原則を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で、保護費の追加給付を一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）することとしている。
- **上記の追加給付等について税制上の措置を講ずる。**



生活保護法（昭和25年法律第144号）

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(基準及び程度の原則)

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定) (こども家庭庁と共同要望)

1 大綱の概要

- 介護保険法の介護給付等について、介護保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置等を講ずる。
- 介護保険法等の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

2 制度の内容

- 2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和9年度から始まる次期（第10期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る必要がある。
- そのため、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行ったところであり（※）、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。
(※) 2040年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の延長

(法人税、法人住民税) (財務省、総務省、文科省、経産省、金融庁、農水省と共同要望)

1 大綱の概要

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年（令和10年度末まで）延長する。

2 制度の内容

- 企業年金等においては、拠出・運用・給付時に、以下の通りの税制が適用されている。

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への 特別法人税課税	課税（公的年金等控除又は退職所得控除の対象）

- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中（令和7年度末が凍結期限）。

(参考1：特別法人税の考え方)

事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。掛金の拠出時点に給与所得として課税すべきところ、給付時点まで課税の繰延べを行うことに伴う利益に対し課税を行うというのが基本的な考え方。（積立金全体に対して1.173%の税が課される。）

(参考2：企業年金等の種類)

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金のほか、地方公務員共済組合（総務省所管）等がある。

労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1 大綱の概要

労働者災害補償保険法等の改正を前提に、労働者災害補償保険法の保険給付等について、引き続き非課税措置等を講ずる。

2 制度の内容

- 労災保険制度の保険給付等は、労働災害により、労働者、遺族等の被った損失を補てんし、その保護を図るために必要なものであることから、税法上にいう「所得」とは性質を異にするものである。よって、これらを標準としては、租税は課せられないこととしているほか、これらを受ける権利は差押え等ができないこととしている。
- また、所得税法第10条第1項においては、政令で定める障害者等の350万円以下の預貯金等に係る利子所得等については、所得税を課さないこととされており、所得税法施行令第31条の2第4号においては、労働者災害補償保険法に基づく傷病補償年金を受けている者等について、その対象となっている。
※ 個人住民税についても、同様の非課税措置あり（地方税法第71条の5）。
- 今般の女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、労災保険制度における適用、給付、徴収に係る現代的課題について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において議論・検討を行っているところ。
- 労災保険制度について、この結果を踏まえた見直しを予定しており、これに併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

1 大綱の概要

財形住宅貯蓄制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が $40m^2$ 以上 $50m^2$ 未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

2 制度の内容

- 財形住宅貯蓄制度に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅又は持家である住宅の増改築等に関しては、床面積、経過年数、工事費用、工事内容等に係る要件が定められている。
- 現在、財形住宅貯蓄制度における住宅の取得又は持家である住宅の増改築等に係る床面積要件については、以下のとおりとしている。

(住宅の取得)

- ① $50m^2$ 以上
- ②勤労者が取得した住宅が、新築又は建築後使用されたことのない住宅であって、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、 $40m^2$ 以上
- ③勤労者が取得した住宅が、新築又は建築後使用されたことのない住宅であって、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和7年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは、 $40m^2$ 以上

(持家である住宅の増改築等)

工事をした住宅の床面積が $50m^2$ 以上



- 財形住宅貯蓄制度における住宅の取得に係る床面積要件のうち①の、勤労者が取得した住宅が新築若しくは建築後使用されたことのない住宅又は既存住宅である場合、 $40m^2$ 以上のものについても適用できることとする。
- また、持家である住宅の増改築等に係る工事をした場合、工事をした住宅の床面積が $40m^2$ 以上のものについても適用できることとする。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) (中企庁と共同要望)

1 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人の従業員数を400人以下（現行：500人以下）に引き下げるとともに、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げた上で、その適用期限を3年延長する（現行の適用期限は令和8年3月31日）。

2 制度の内容

- 従業員400人以下の中小企業者等が40万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 本制度により、中小企業者等における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。
- 当該特例措置については、適用期限は令和11年3月31日までとする。



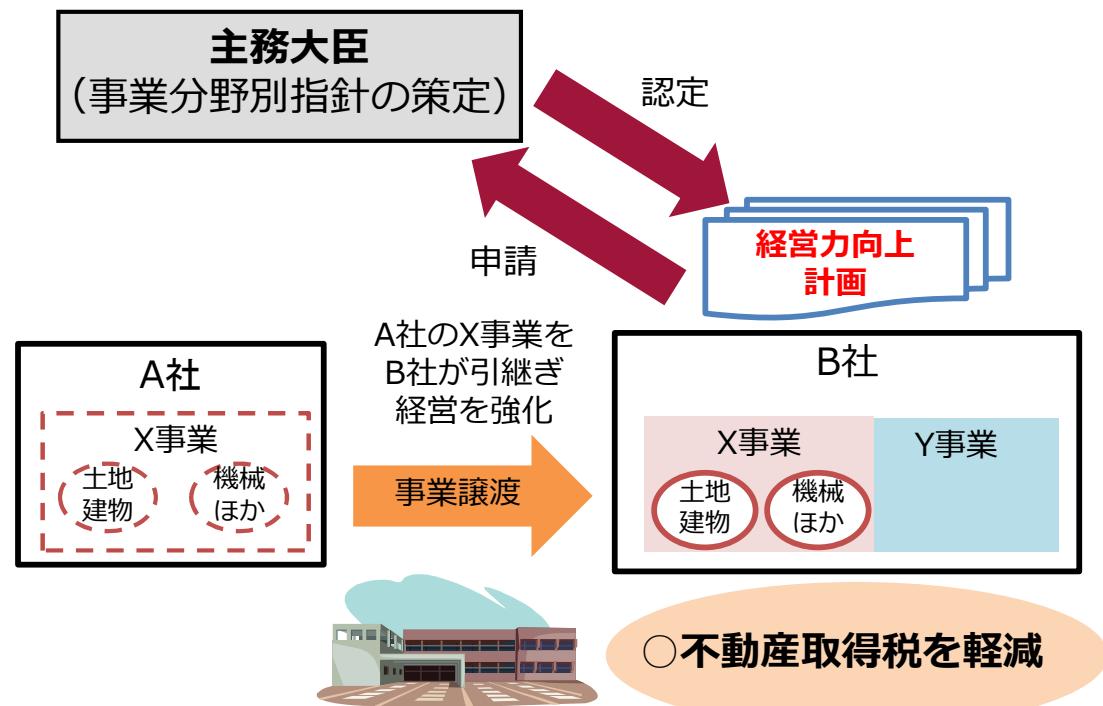
中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (不動産取得税) (中企庁、農水省と共同要望)

1 大綱の概要

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する（現行の適用期限は令和8年3月31日）。

2 制度の内容

- 中小企業者等が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って、事業の再編・統合の際に係る不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる。
- 本税制の軽減措置については、適用期限は令和10年3月31日までとする。



<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 令和9年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）。

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

事業継承税制に係る特例承継計画の期限延長等

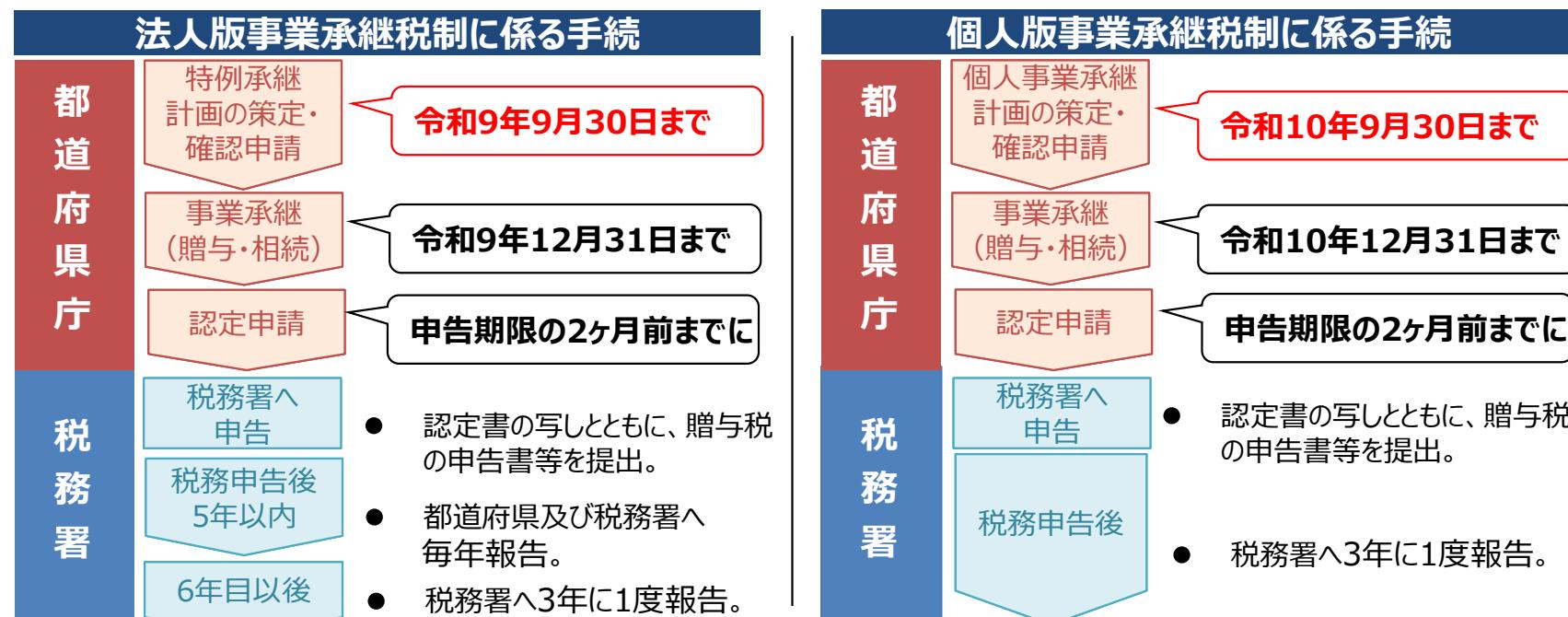
(相続税、贈与税) (中企庁と共同要望)

1 大綱の概要

法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納稅猶予制度について、特例承継計画の提出期限を1年6ヶ月延長する（現行の提出期限は令和8年3月31日）とともに、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納稅猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6ヶ月延長する（現行の提出期限は令和8年3月31日）。

2 制度の内容

- 事業承継税制の特例措置※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の確認申請（提出）の期限について、法人版は令和9年9月30日、個人版は令和10年9月30日までに延長する。

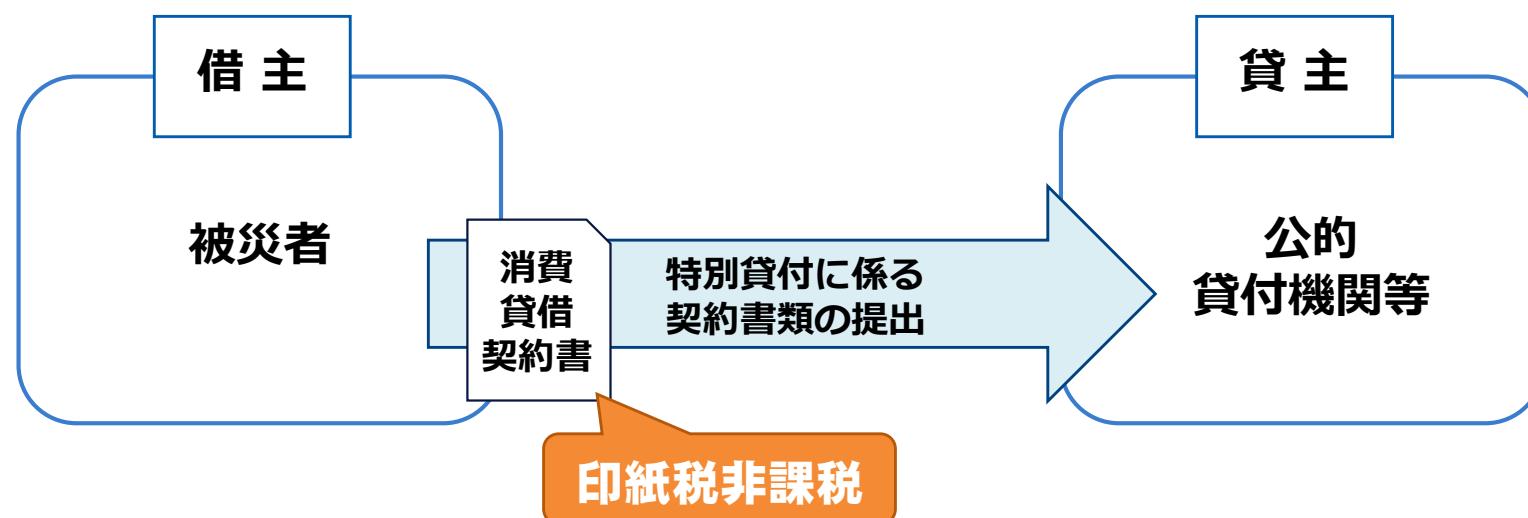


1 大綱の概要

東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、その適用期限を5年延長する。

2 制度の内容

- 公的貸付機関等（株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構から金銭の貸付けを受けた者等）が、東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付けを行う場合の印紙税について非課税とする特例措置。
- 本特例措置の延長（令和12年度末まで）により、東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等を通じて被災地域の復興の十分な後押しを図る。



生命保険料控除制度の拡充の恒久化等

(所得税) (金融庁・農林水産省・経済産業省・こども家庭庁と共同要望)

1 大綱の概要

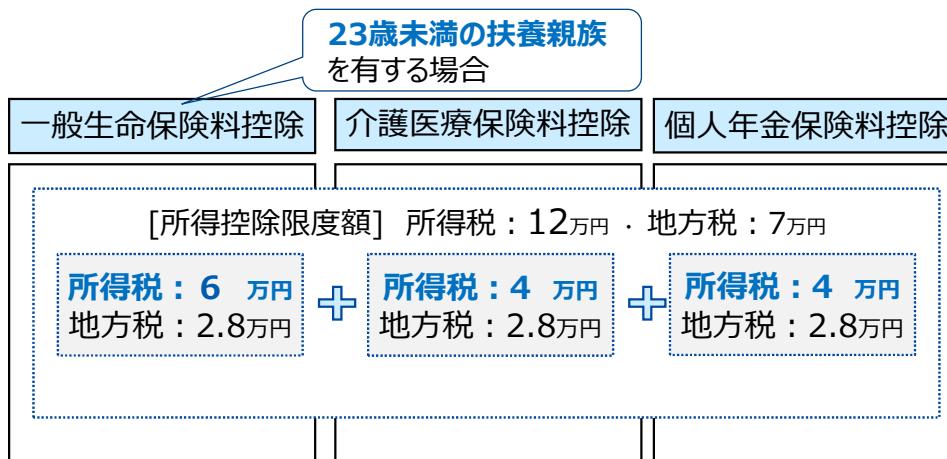
年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除制度の拡充措置の適用期限を1年延長する。

2 制度の内容

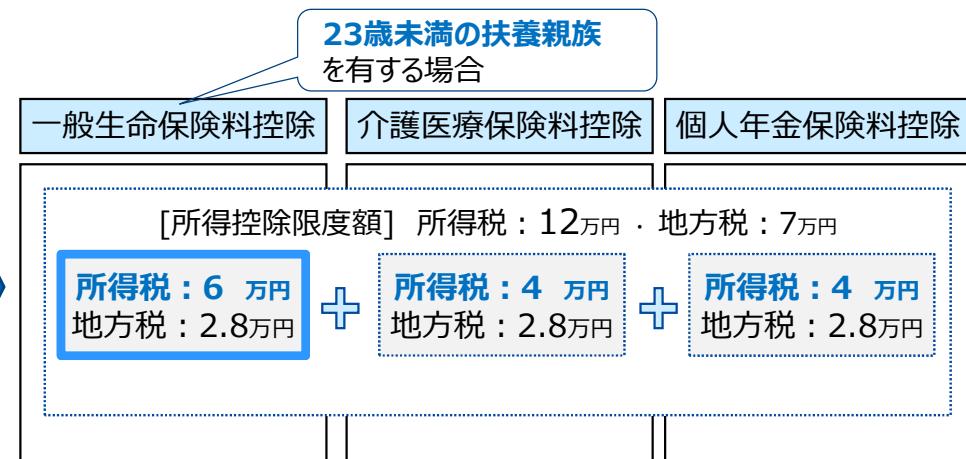
子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、子育て世帯には様々な保障ニーズが存在しており、子育て支援の観点からは、子育て世帯が将来に向けた保障を安定的に継続して確保できる環境を整備することが求められる。

こうした点を踏まえれば、現行、1年間の时限措置として認められた生命保険料控除制度の拡充措置（23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料に係る所得控除（原則4万円）に2万円の上乗せ）についての適用期限を1年間延長する。

【現行（令和8年の时限措置）】



【改正後（令和9年までの时限措置）】



※措置の内容は変更無し